

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 27 年 6 月 9 日現在

機関番号：32404

研究種目：基盤研究(C)

研究期間：2012～2014

課題番号：24530569

研究課題名(和文) スイス GAAP FERの財務報告改革に関する研究

研究課題名(英文) Research on revolution of Financial Reporting for Swiss GAAP FER

研究代表者

中嶋 隆一 (NAKAJIMA, RYUICHI)

明海大学・経済学部・教授

研究者番号：50217733

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,500,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、スイス国内企業とりわけ中小企業を研究対象とし、2007年から新国内会計基準となったFERが企業の財務報告にどのように関連し、影響しているかを調査・分析している。平成24年度から3年間、各年度の「研究実施計画」に沿って研究した。初年度は、中小企業の財務報告に関する意義、FER適用による資金調達と財務報告との関連性等を主な研究課題とした。2年度は、実態調査による資料をもとに、IFRSからFERへ会計基準を変更した企業の理由とその影響を研究した。最終年度は、2012年度末公表の新会計法(2015年度以降適用)を、旧法と比較・検証し、FERとの係りについて研究した。今後、その成果を公表する。

研究成果の概要(英文)：This research is analyzing that it makes a subject of research all of the Switzerland domestic company, specially, small and medium-sized enterprises (SMEs), and how FER which were made new domestic accounting standards from 2007 relates to financial reporting of the company and whether or not it influences. For 3 years, it studied according to "the research doing plan" in each year from 2012. In the first year, it made the relation of the meaning about financial reporting of SMEs, fund raising and financial reporting by FER application and so on a main research task. In 2nd year, it studied a reason and the influence for the company which changed over accounting standards from IFRS to Swiss GAAP FER. In the last year, it compared the new accounting law (which published the end of 2012 and it will be applies since 2015) with the old law and it verified, and it studied the relationship between this new accounting law and FER. In the future, it publishes the result.

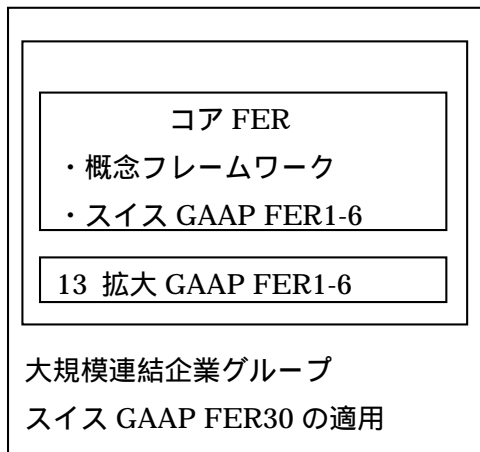
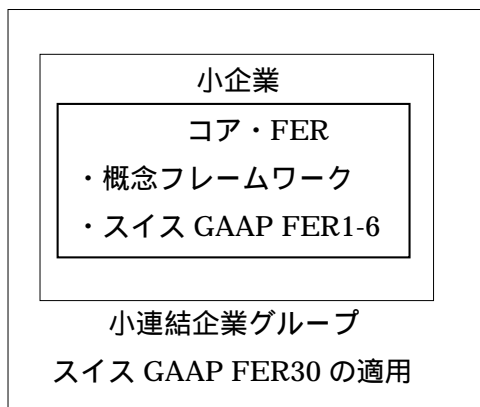
研究分野：会計学

キーワード：スイス会計制度 中小企業会計制度 財務報告 国際情報交換 国際会計

1. 研究開始当初の背景

スイスでは、1984年に会計報告基準委員会が創設され、以後、この委員会が会計基準設定主体となり、今日に至るまで多数の会計基準を公表してきている。その設定主旨は2006年までのスイス会計報告基準(FER)およびアメリカ会計基準(US GAAP)と同様に、スイスにおける自国基準を国際的会計基準として確立すべく設定・活動してきたが、2007年以降は大きく方向転換し、スイス国内の中小企業向け会計基準として特化し、新たな会計構想を公表して今日に至っている(Meyer,2010)。

新構想による FER は、企業規模別分類に基づき、個別企業としての小企業、中企業、大企業および連結企業グループとしての小、中、大企業グループ別に適用される会計基準の枠をそれぞれ設け、1つの基準体系でありながら企業規模別に対応した独自の会計基準の設定を行っている。その体系は、すべての企業に適用される概念フレームワーク(Swiss GAAP FER 概念フレームワーク)をベースに、FER1~41まで24の会計基準で構成され、企業規模別に適用基準が定められている。



(図1) FER 適用の基本体系

2006年までの会計制度は国内企業向け債務法(OR)の会計規定を中心に、FERによって補足的かつ詳細な会計基準を整備し国際的会計基準を目指す2重構造を特徴とし、こ

れに SIX (旧 SWX) 上場基準が関連する基本構造を構築してきた。

しかし、2007年の新構想以降、FERが国内企業向け会計基準に特化したため、中小企業の会計報告に適用される会計基準は債務法と FER の2本立て構造となった。その結果、隣接する EU 諸国等との係りも絡んで、これまでスイス国内ではあまり問題視されてこなかった財務報告の透明性問題、秘密積立金の設定問題(OR:スイス会計規定の特徴でもある)など、財務報告の質に関する議論が扱われるようになってきている。その動きに連動し、各企業が財務諸表に適用する基準としてできる限り債務法から FER 基準へ移行するよう積極的に働きかける FER 財団の活動が散見される。

2. 研究の目的

本研究の目的は、日本と同様に中小企業が大多数を占めるスイスを中心に、新国内会計基準を構築した FER が中小企業の財務報告とどのように関連し、影響を及ぼしているのか、問題点の所在を詳細に調査、分析して、そこで得た知見を、日本の中小企業会計の今後の制度設計に貢献するべく研究することを目指している。

現行の FER に関する個別問題として、主な研究領域はつぎのとおりである。

- (1) 小企業と中企業の財務報告に実際に適用している債務法と FER 会計基準の割合と理由
- (2) 中小企業の財務報告に関する意義、FER 適用による資金調達と財務報告との関連性
- (3) 債務法適用企業と FER 適用企業のメリット・デメリット
- (4) 企業規模別分類による会計基準の適用がもたらす効用
- (5) FER 規定内容の検討
- (6) SIX 上場基準と FER との関連性

以上の領域を検証し、我が国の中小企業会計の制度設計に有用な参考資料を提供する。

3. 研究の方法

平成24年度から平成26年度までを、研究期間とし、次の研究計画を実施する。

- (1) スイス国内中小企業の FER 適用状況の実態調査
- (2) 資金調達方法を巡る金融機関とスイス中小企業の財務報告の役割に関する実地調査
- (3) スイス GAAP FER と日本の中小企業会計制度に関する規定内容の比較分析と最終成果のまとめ

平成24年度は、スイス国内企業が財務諸表作成時に適用している会計基準の実態調査をおこなうため、SIX 証券取引所データ、BX ベルン証券取引所データ、IBW 研究所データ等を収集・分析する。FER とともに債務法、

その他の国際基準の適用状況を企業規模別に分析すると同時に、過去に筆者が調査したデータとの比較により、スイス企業の適用基準の動向を分析する。また、上場・非上場企業別データ分析もおこなう。

主な訪問先	証券取引所	主な研究機関
チューリヒ	SIX	チューリヒ大学 IBW 研究所
ベルン	BX	ベルン大学
ザンクト・ガレン		ザンクト・ガレン大学 中小企業研究所

(図2)

SIX 証券取引所は、スイスの中心的取引所であり、BX 証券取引所はスイス国内に拠点を置く中小企業を対象とした証券取引所である。また、IBW 研究所は、スイスにおける会計研究の最高峰であり、Prof. Dr. Meyer 教授は日本の企業会計基準委員会にあたる FER 専門委員会委員長兼スイス銀行協会顧問および旧 IRC 研究所所長であり、スイス会計研究の第一人者でもある。また、初代 IBW 研究所所長の Prof. Dr. D. Pfaff 教授もスイスを代表する教授であり、本研究に欠かせない訪問箇所である。

平成 25 年度は、24 年度に引き続き、資金調達方法を巡る金融機関とスイス中小企業の財務報告の役割に関する実態調査をおこなう。実際には、金融機関と中小企業の連携度および財務報告の重要性に関する調査を主とし、国内会計基準である FER の適用度合の関連を分析する予定である。資料収集にあたっては、UBS、Credit Suisse といった主要銀行のみならず、関連機関も訪問する予定である。また、可能ならば近隣諸国との係りについても調査したい。財務報告の透明性問題に関連して、非上場企業の場合には FER と比べ債務法の適用割合が高いとされる。資金調達の際には、銀行への借入(間接金融)が希薄であるとされるが、現実はどうか。各種資料をもとに検証することが必要である。

平成 26 年度は、研究期間最終年度として、前年度までに収集した資料・分析結果をもとに、スイス GAAP FER と日本の中小企業会計制度に関する規定内容の比較検討をおこなう。分析にあたっては、収集したアンケート結果をもとに、統計的手法を用い、定量的・定性的に調査結果をまとめる。

以上が、当初予定した研究計画と研究方法である。

4. 研究成果

スイス中小企業の会計報告に関する会計基準の影響については、2009 年にチューリヒ大学が公表した「実態調査報告書」が参考になる。その内容は、スイス上場企業と非上場企業の実態調査に関するもので、スイス国内

会計基準である FER の有用性を高め、その適用による会計報告が中小企業にとっていかに価値あるものであるかを認識し普及させることを目的として実施した調査報告書と理解される(この報告書の内容と分析結果についてはすでに論文で公表済みである: 中嶋・川村、2011、2012)。中小企業に対する債務法と FER との適用割合についても、「実態調査報告書」データと変わらない状況であった。

一方、25 年度の調査では、FER の取扱いを巡り、最近ではスイス中規模上場企業が IFRS から FER へ会計基準を変更するケースが増えつつある実態が明らかとなった。SIX 証券取引所 2012 年現在の市場別会計報告基準はつぎのとおりである(株式発行企業)。

市場別	FER	IFRS	US-GAAP
主要			
投資会社			
不動産会社			
国内			
*			

(図3) 市場別会計報告基準

* 負債証券のみの発行企業

スイス国内の経済活動(あるいは資金調達活動)を中心としている企業は国内市場部門に上場しているケースが主であり、(2013 年 2 月 19 日時点で)70 社が上場していた。国内市場では 3 つの基準が認められているが、このうち 2013 年度までに、21 社が IFRS から FER へ会計報告基準を変更していた。その主な理由として、コスト・ベネフィットの問題、情報の非対称性の問題、および決算書の作成費用・監査費用といったコスト面が大きく影響していること、またこの変更によりスイス企業の年度利益への影響とりわけ自己資本の減少と利益の増大をもたらすことがその後の分析から明らかとなった。詳細については『会計基準の変更問題』(中嶋、2013)に研究成果として公表している。

さらに研究を進めていくうちに、2011 年 12 月 23 日付でスイス国会(連邦議会)が新会計法(債務法)を制定したことが判明した。この法律は 2015 年度から個別財務諸表に、2016 年度からは連結財務諸表に適用されることとなっている(早期適用も可)。今回の改正では従来制定されていた債務法の規定内容を大幅に変更し、企業の法形態別ではなく、経済的重要性の視点から適用上の区別を設けていることが特徴として指摘される。

スイスではもともと中小企業が企業全体の大半を占め、国内就業者全体の 3 分の 2 を占めている経済の中心であるが、非上場企業の 71%が債務法を適用している現状を考えると、今回の改正が中小企業に及ぼす影響は計り知れないと思われる。そこで、この新会計法制定がどのような重要性をもつのか、また FER との関係はどのようになるのか、新たな

問題が浮上した。そこで、現在この新会計法の規定内容について分析中である。なお、現時点で判明している主な特徴を示せば以下のとおりである。

(1) 企業実体という用語には、スイス民法に準拠した法的実体（社団、財団）、個人会社および人的会社、さらにはスイス債務法に準拠した資本会社を含む。

(2) 債務法で規定される正規監査のための閾値を修正した。

総資産 2,000 万 CHF、売上高 4,000CHF、
正規雇用者数 250 人（年平均）

これらの閾値のうち 2 つが、連続した 2 年間に一度でも超過すれば正規監査の対象となる（例外あり）。

(3) 秘密積立金の継続容認

この他、詳細は FER との係りも含めて、今後研究成果として論文等で公表する予定である。

< 引用文献 >

Meyer, 2010 : Jahrbuch zum Finanz- und Rechnungswesen 2010, S. 55.

DER 2012, ANNEX 1

中嶋・川村 2012、2011：中嶋隆一・川村文子、「中小企業の会計報告に関する FER の影響について - スイス中規模上場企業の実態調査の検討」、明海大学経済学論集、第 24 巻、第 2 号、2012、1 - 10

中嶋隆一・川村文子、「中小企業の会計報告に関する FER の影響について - スイス非上場企業の実態調査の検討」、明海大学経済学論集、第 24 巻、第 1 号、2011、1-14

5 . 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 2 件)

中嶋隆一、「財務報告の変革と日本への適用」、会計、第 185 巻、第 4 号、2014、16 - 29、査読有

中嶋隆一、「会計基準の変更問題 - IFRS から Swiss GAAP FER への変更 -」、明海大学経済学論集、26 巻、第 1 号、2013、36 - 47

〔学会発表〕(計 1 件)

中嶋隆一、「SIX 上場基準と FER との関連性について」、日本会計研究学会第 72 回全国大会、2013 年 9 月 5 日、中部大学（愛知県名古屋）

6 . 研究組織

(1) 研究代表者

中嶋隆一 (NAKAJIMA RYUICHI)

明海大学・経済学部・教授

研究者番号：5 0 2 1 7 7 3 3

(2) 連携研究者

川村文子 (KAWAMURA FUMIKO)

明海大学・経済学部・教授

研究者番号：0 0 2 2 7 8 0 2